自立支援法に絡む早急な後見人選定の弊害かもね

障害者自立支援法施行に絡んでの後見人問題で、予想通り家族関係にあれこれ亀裂が生じていることが耳に入ってくる。

あるケースは、母親は一人暮らしで高齢なこともあり、後見人を入所している当人の妹にしだが、実際には従来通り母親が当人の貯金通帳を管理。
妹にすれば通帳も管理したいということだが、母親にすれば入院中のわが子のことを思えば、面会にも殆ど行かない妹家族よりも、従来通りお金は自分が管理する方が当人のために有効に使って上げられるということで、母親と妹の間に感情的亀裂。高齢故の認知症気味なのか、「通帳を奪いに来るかも…。法務局に訴える！」とさえ口にする母親。

法的には妹が通帳を管理することになるが、現実的には母親の感情は直ぐにはそうは整理できないことってあり得ることは想像できますよね。
単に、「支援法は契約制だから後見人を！」ということで、施設側が家族に後見人設定を急がせた弊害でしょうね。

支援法が話題になり出した折、後見人を設定しない保護者（親）は罰せられるのかを調べたが、そんな法はなし。
それだけに、意見を求めてくる親には、「契約問題と後見人問題は当面は別問題と考えて急がなくていい！　先々の遺産相続の複雑な手続き、また、毎年の当人のお金の使途報告書等作成も伴う問題だけに、慎重にじっくり家族間で話し合ってからでも遅くない！」とアドバイスしたが、「施設から『この際の方が手続きも簡素に済ませられるから』と云われるので…」と、どの保護者も後見人を設定したよう（大多数の親は、自らを後見人に申請・認定されたよう）。

一方、施設側の言い分を無批判に受け止めるような親が後見人になっても、当人の人権を守り、人権の代弁者たる真の後見人になり得るのかなあとも危惧を抱いた。

前述のようなケースを知ると、施設の職員は、親や当人の立場で後見人問題を考えて、先々の様々な事情が生じることを紹介しつつ、家族間でじっくり時間をかけて検討するように、なぜアドバイスしなかったのか、そんなになぜ急がせたのかが、不思議に思えてならない。
やはり、行政施策や上司の方針に無批判なサラリーマン化した職員が多いということでしょうかね。
そうした現場には、当時者の視点で考え、取り組み、時には社会の仕組みを変えていくという、「福祉への営み」はあるのでしょうかね。

阿部幸泰　　（2007 年 5 月 4 日　記）